

豊田市商店街等活性化計画認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市商店街等活性化計画（以下「活性化計画」という。）の認定に係ることを定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の目的)

第2条 豊田市商業振興条例（平成17年条例第6号。以下「商業振興条例」という。）第3条に規定する基本理念に基づき、地域経済団体及び商店街団体が商業の振興のための施策を推進するために策定する事業計画を、市が活性化計画として認定することによって、事業の実現性及び効果を高めることを目的とする。

(認定団体)

第3条 活性化計画の認定は、次の各号に掲げる団体（以下これらの団体を「商店街等」という。）が策定する計画が受けることができる。

- (1) 豊田商工会議所
- (2) 旭商工会、足助商工会、稲武商工会、小原商工会、下山商工会及び藤岡商工会
- (3) 商店街振興組合、事業協同組合及びその他の商店街団体
- (4) その他市長が特に必要と認めた団体

(計画の内容)

第4条 活性化計画には、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 商店街等の現状及び課題及び、地域住民の商店街に対するニーズ
 - (2) 商店街等の目標及び指標
ただし、商店街等の組合員数は必ず指標に設定すること。
 - (3) 商店街等が実施する事業の計画
ただし、当該事業に係る目標、評価指標及び予算計画を必ず記載すること
- 2 活性化計画に掲載する事業（以下「計画事業」という。）は、別表1に定める取組区分のいずれかに該当する内容であることとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、計画の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該計画を認定しない。
- (1) 法令に抵触する恐れがあるもの。
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的としたもの。
 - (3) 特定の個人又は法人等に特権的な恩恵を与えるもの。
 - (4) 計画事業が一時的な内容又は計画性が見込まれない内容であるもの。

(計画の申請)

第5条 活性化計画の認定を受けたい商店街等は、計画を開始するまでに、豊田市商店街等活性化計画認定申請書（様式第1号）に、当該計画を添付し、市長に提出しなければならない。

(計画の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該計画の内容を審査し、活性化計画として認定するときは、豊田市商店街等活性化計画認定通知書（様式第2号）により、商店街等に通知するものとする。なお、不認定とする場合は、豊田市商店街等活性化計画不認定通知書（様式第3号）により、認定しない理由を付して商店街等に通知するものとする。

- 2 市長は、活性化計画の認定を行うに際して、豊田市商業振興委員会（以下「商業振興委員会」という。）に意見を聴くことができる。
- 3 市長は、活性化計画の認定を行うに際して、別に定める様式により、当該計画の内容に意見をすることができる。
- 4 商店街等は、前項に規定する意見があったときは、当該計画の内容を修正し、再度提出することができる。

(計画の変更)

第7条 商店街等は、前条第1項の通知によって認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）の内容を変更したい場合は、直ちに市長に豊田市商店街等活性化計画変更承認申請書（様式第4号）に変更後の計画を添付し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(計画変更の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、変更内容を審査し、その変更を承認したときは、豊田市商店街等活性化計画変更承認通知書（様式第5号）により、商店街等に通知するものとする。なお、不承認とする場合は、豊田市商店街等活性化計画変更不承認通知書（様式第6号）により、承認しない理由を付して商店街等に通知するものとする。

- 2 市長は、認定計画の変更承認を行うに際して、商業振興委員会に意見を聴くことができる。
- 3 市長は、認定計画の変更承認を行うに際して、別に定める様式により、商店街等に必要な指示をすることができる。
- 4 商店街等は、前項に規定する指示があったときは、当該計画の内容を修正し、再度提出することができる。

(計画の管理)

第9条 商店街等は、計画事業の進捗状況について、次の各号に定める事項を毎年度、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業の成果
- (2) 指標の実績値
- (3) 次年度に向けた課題

- 2 商店街等は、認定計画が満了となる年度の前年度に、当該認定計画の中間評価書を作成

し、市長に報告しなければならない。なお、中間評価書には次の各号に定める事項を記載すること。

(1) 計画事業の実績

(2) 商店街等の目標の達成度

(3) 計画の推進により得られた成果

(4) 商店街等の今後の課題

3 市長は、商業振興委員会において、前項に規定する中間評価書の内容を報告し、当該商店街等の活性化に必要な意見を聴くことができる。

4 商店街等は、認定計画が満了となる年度の翌年度に、当該認定計画の期末評価書を作成し、市長に報告しなければならない。なお、期末評価書には前々項各号に定める事項を記載すること。

(計画の廃止)

第10条 商店街等は、認定計画の実行が不可能となった場合は、豊田市商店街等活性化計画廃止届(様式第7号)により、市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の届出の内容を適当と認めた場合、これを受理する。

(計画の公表)

第11条 市長は、認定計画及び当該認定計画の評価の内容を公表することができる。

(委任)

第12条 この要綱で用いる様式及び添付書類並びにこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 計画事業の取組区分

取組区分	内容
人材育成	商店街等の次世代を担う人材及びリーダーを育成するための取組み
活性化計画等策定	活性化計画等の策定及び計画事業の研究に必要な取組み
空き店舗対策	空き店舗対策の仕組みづくりや空き店舗の活用によって担い手の確保を促進する取組み
地域コミュニティ活性化	地域資源や商店街等の強み等を生かして地域の振興又は課題解決を図る取組み
にぎわい創出	商店街や地域の賑わい創出によって顧客の獲得や販売促進を図る取組み

様式第1号（第5条関係）

豊田市商店街等活性化計画 認定申請書

令和 年 月 日

豊 田 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
連 絡 先

別紙の計画について、豊田市商店街等活性化計画の認定を受けたいので、豊田市商店街等活性化計画認定要綱の規定に基づき申請します。

記

1 認定を受けたい計画の名称

所在地
団体名
代表者職氏名

豊田市商店街等活性化計画 認定通知書

令和 年 月 日付けで認定申請のあった計画について、審査の結果、下記のとおり豊田市商店街等活性化計画に認定しましたので、豊田市商店街等活性化計画認定要綱の規定に基づき通知します。

令和 年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

記

- 1 認定した計画の名称

- 2 認定に係る条件
 - （1）活性化計画の推進状況について、毎年度点検を実施し、市長に報告すること。
 - （2）活性化計画が満了となる令和 年度に当該認定活性化計画の評価を市長に報告すること。

- 3 備考

所在地
団体名
代表者職氏名

豊田市商店街等活性化計画 不認定通知書

令和 年 月 日付けで認定申請のあった計画について、審査の結果、下記のとおり不認定にしましたので、豊田市商店街等活性化計画認定要綱の規定に基づき、通知します。

令和 年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

記

- 1 不認定にした計画の名称
- 2 認定しない理由
- 3 備考

様式第4号（第7条関係）

豊田市商店街等活性化計画 変更承認申請書

令和 年 月 日

豊 田 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで豊田市商店街等活性化計画の認定を受けた計画について、下記のとおり変更したいので、豊田市商店街等活性化計画認定要綱の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更したい計画の名称
- 2 変更事項
- 3 変更事項の内容

所在地
団体名
代表者職氏名

豊田市商店街等活性化計画 変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった計画について、審査の結果、下記のとおり変更を承認しましたので、豊田市商店街等活性化計画認定要綱の規定に基づき通知します。

令和 年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

記

- 1 変更を承認した計画の名称

- 2 承認に係る条件
 - (1) 活性化計画の推進状況について、毎年度点検を実施し、市長に報告すること。
 - (2) 活性化計画が満了となる令和 年度に当該認定活性化計画の評価を市長に報告すること。

- 3 備考

所在地
団体名
代表者職氏名

豊田市商店街等活性化計画 変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで変更認定申請のあった計画について、審査の結果、下記のとおり変更を不承認にしましたので、豊田市商店街等活性化計画認定要綱の規定に基づき通知します。

令和 年 月 日

豊田市長 太田 稔彦

記

- 1 変更を不承認にした計画の名称
- 2 承認しない理由
- 3 備考

豊田市商店街等活性化計画 廃止届

令和 年 月 日

豊 田 市 長 様

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで豊田市商店街等活性化計画の認定を受けた計画について、下記の理由により、計画の実行が著しく困難なため、豊田市商店街等活性化計画認定要綱の規定に基づき計画の廃止を届出します。

記

- 1 廃止したい計画の名称
- 2 計画を廃止する理由